

# 新型コロナウイルス感染第3波への追加対策について

## 【期間】

2020年11月20日～12月18日 ※状況を見て継続・緩和・強化を検討

## 【強化する対策】

### 1、面会

#### 原則は禁止

ただし以下の場合には主治医と病棟管理者が許可した場合のみ可

- ① 患者が生命の危機的状態に陥っている場合
- ② 行政機関による面談や施設面談、認定調査など

いずれの場合も、面会者への問診、マスクの着用（ご家族で用意してください）、換気を行う、最小限の人数、最短の時間とする

### 2、外出、外泊

#### 不要不急の外出泊は禁止

ただし以下の場合に限り、病院が提示する感染対策（患者・ご家族ともに）を講じれる場合は、可とする

- ① 他科受診
  - ・ 患者、同伴者ともにマスクを着用する
  - ・ 同伴者は最小限とする
  - ・ 受診のみとし外食や買い物等は禁止
  - ・ 公共交通機関を使った移動は不可 ※タクシーは利用可能

- ② 退院調整に関わる外出泊

※この外出泊を行わないと退院の調整が出来ない場合

- ・ 外出泊の回数は最小限の頻度とする
- ・ 次回の外出泊が必要な場合には2週間以上経過してからとする
- ・ 公共交通機関を使った移動は不可 ※タクシーは利用可能
- ・ 外出泊中はマスクを着用し過ごす
- ・ 外出泊中は可能な限り換気を行いながら過ごす
- ・ 患者は外出泊中の行動履歴を記入する
- ・ 買い物など家族が代行できることは家族に行ってもらう

### 3、入院する患者への、検査体制を強化する

### 4、職員

- ① 手指衛生の徹底

- ・ 手指衛生の5モーメントの再確認と実施の徹底

- ② 換気の実施

- ・ 気温の低下はあるが暖房をつけながらも換気を行う